

平成30年2月19日

平成30年第1回
宮代町議会定例会議案書
(追加議案分)

議案第32号

議案第33号

議案番号	件名	頁
議案第 3 2 号	財産の取得について	1
議案第 3 3 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2

議案第32号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 公設宮代福祉医療センター内介護用備品(昇降式介護浴槽等)
- 2 納入期限 平成30年3月2日
- 3 契約の金額 7,236,000円
- 4 契約の相手方 埼玉県熊谷市箱田6丁目14番38号
株式会社 高橋医科器械店
代表取締役社長 高橋靖子

平成30年2月19日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

公設宮代福祉医療センターに設置している介護用備品の故障に伴い、買い替えをしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年2月19日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第23条第1項第2号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。